

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子，下澤悦夫，寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

原告相馬伸郎 意見陳述書

2018年12月18日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原告ら訴訟代理人弁護士 大 脇 雅 子

同 青 山 邦 夫

同 内 河 惠 一

同 松 本 篤 周

外34名

- 1 日本キリスト改革派教会 名古屋岩の上教会の牧師をしている相馬伸郎と申します。私は1960年に横須賀に生まれました。二十歳の時に、キリスト教信仰に導かれ、1984年、牧師になるべく神学校に入学し、卒業後、88年に名古屋市緑区で開拓伝道に従事し、1994年に名古屋岩の上教会を設立し、現在に至っております。

キリスト教会には、教会の頭でいらっしゃる主イエスから、地上において果たすべき務めが与えられています。それは、イエスによって始められた地上における神の国、つまり神の恵みと愛の支配をこの地上に実現し、伸展させることでもあります。聖書は、それを平和と申します。教会は、こ

の神の平和、キリストの平和を地上に創りだすべく命じられています。そのために日曜日に集まって礼拝を捧げ、週日はそれぞれがそれぞれの持ち場で神を愛し、隣人を自分のように愛する実践に勤しんでいます。

神の教会の生命の活動としてのこれらの働きは、この世のいかなる法も権力も拘束することは、主なる神から許されていないと信じるのがキリスト教であります。同時に教会は、神が立てられた国家的権威を尊重します。具体的には、法律を順守し、彼ら国家的権威が神から委託された権威を正しく行使することができるように祈り、彼らが歩むべき道を聖書によって教え、その道を踏み外さないように見張り、警告する義務を神に負っています。

2 私がキリスト教信仰を持ち始めた大学生のとき、戦前のキリスト教会が、国家の戦争政策に協力する国策宗教になっていたことを知りました。戦時中教会は、明治政府によって造り上げられた国家神道やその神社参拝は宗教儀礼ではないというその国策に異を唱えませんでした。そればかりか、キリストの名のもとに朝鮮半島のキリスト教会に神社参拝を強要することまで行いました。牧師になってから、このような過ちを決して繰り返してはならないこと、そのために神の御前で、教会の戦争責任、また戦後責任を悔い改め続けるべきことを基本的な姿勢としてまいりました。なお、戦前の教会は、加害者であると同時に被害者でもありました。戦時中に不敬や治安維持法違反で解散させられた教会、拘束されるなどの弾圧を受けた牧師・信徒達もいました。

3 2014年7月、安倍内閣が集団的自衛権の行使を容認する閣議決定がなされました。そして15年には、安保関連法を強行する事態になりました。私どもの教会の役員会、小会は、この政治状況を教会の信仰の

真理に直接かかわる事態だと認識致しました。遂に、国家に対してはつきりと信仰を告白し、抵抗すべき事態にあると認識しました。

安保関連法による軍事国家化が進んでいけば、戦前と同じように政府が人々を精神的に・物理的に戦争へ動員していくと思います。たとえば教会の建物も、強制的に戦争のために使われてしまうのではないか、戦死者は、戦争推進の宗教施設である靖国神社に英霊とされて祀られ、この戦争神社を批判し、抵抗することがタブーとなってしまうのではないか、そのような危惧を抱きます。

私たちは、名古屋岩の上教会の名で、新安保法制への抗議声明を出しました。また教会内に「政治的ディアコニア室」を設置して、毎月一度、路上に立って新安保法制反対のアピールに取り組んでいます。4月現在で、43回を数えています。当初から、教会員有志だけではなく地域の住民も加わって下さっています。平均出席者19名です。また教会では講師を招いての憲法カフェを開催し、すでに8回開催し、50名余の方々が集って下さいます。名古屋市緑区において「安保法制を許さない緑区の会」を結成しています。このような信仰の立場に基づいて、わたしは安保法制違憲訴訟の原告に加わりました。

- 4 私どもは今、まなじりを決し、これまでして来なかった路傍に立っています。教会が何を考えているのかを具体的に証言すべきであると考えているからです。それは、教会のためにするのではなく、むしろ、教会の自由、信教の自由こそ、すべての人間の精神的権利、人間の尊厳の基盤であると信じるからです。政府の政策、悪法によってますます弱くされ、人権を制限されてしまっている市民の皆さんの隣人となるためにこそ行動を起こしています。教会は炭鉱のカナリアのように、今こそ、泣かなければなりません。安保法制が施行されている現実には、まさに戦争

前夜の危機に落としいれられていることに他ならないからです。この国に生きるすべての人が、再び殺し、殺されることになる、政府の過ちの被害者となり加害者となってしまうことに気づいていただきたいからです。

最後に、一内閣による決定や多数に任せた強行採決によって国民の多数の反対の声を無視して制定したこの法律や政府の姿勢は、法治国家に生きているという安心感を奪い去るものです。世界に誇れる日本国憲法、とりわけ9条を持つ国民としての誇りもまた奪われてしまいました。その他、数えればきりがなほどの危惧を持たされています。この精神的な苦しみはひとえに安保法制の成立、施行にあります。

今、日本の子どもたちは、三権分立と言う近代国家の前提を学校で学びます。しかし、現実には、行政府の暴走により立法府が機能しなくなっています。そのようなとき市民の権利を最後に擁護してくださるのが司法であると信じています。どうぞ、神が与えて下さった司法の権威を大切にしてください。正しい審判者でいらっしゃる神が地上において、神の平和と正義を守らせるために司法に権威と権力を与えておられます。どうぞ、司法の独立を守り、その責任を今こそ果たして下さいますように、強く切望するものであります。

以上